

令和6年6月より 医療費が変更になります。

令和6年度診療報酬改定に伴い、これまでと同じ診療内容であっても医療費が変更となる場合があります。

【生活習慣病管理料について】

「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」を主病で通院されている患者様は、これまでの「特定疾患療養管理料」に代わり、「生活習慣病管理料Ⅱ」を算定することになりました。

今後は、定期受診時に療養計画書の説明を受けたあと計画書へ同意・署名（初回）をいただきます。

窓口負担についても、これまでの金額から変更がありますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○対象

「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が主病で通院されている患者様

○開始時期

2024年6月1日

○窓口負担

特定疾患療養管理料の算定から

生活習慣病管理料Ⅱ 333点へ変更

※自己負担割合に応じて窓口負担が変更となります。

坂出聖マルチン病院

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用を通じて患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うことができます。

患者様の同意の下、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供につとめていますので、正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等のご利用にご協力をお願いいたします。

医療DX推進の体制に関する事項及び 情報の取得・活用等について

- オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室で活用して診療をできる体制を実施しています。
- マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を今後導入検討していきます。

⚠️ ご注意ください!
本年**12月2日**から
現行の健康保険証は
発行されなくなります
※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

**マイナンバーカード
をご利用ください**
今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます

厚生労働省

とっても簡単! **マイナンバーカード**

- 1 受付**
マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。
- 2 本人確認**
顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。
顔認証 暗証番号
or
- 3 同意の確認**
診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。
同意の種類を
選択いたします
同意の種類を
選択いたします
- 4 受付完了**
お呼びするまでお待ちください。
カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会

外来腫瘍化学療法診療料について

当院では、がん治療中の患者様の治療の安全確保や、体調不良時などの緊急を要する事案に対して以下の体制で診療を行っています。

■専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時1名以上配置され、患者様から電話等による緊急の相談に24時間対応できる連絡体制を整備しています。

■急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制を確保しています。

■実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いていますが、医薬品の供給不足等が発生した場合に、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性があります。ご不明な点やご心配なことがありましたら当院職員までご相談ください。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っています。

一般名処方によって特定の医薬品が供給不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方についてご不明な点やご心配なことがありましたら当院職員までご相談ください。

入院時の食事療養費について

令和6年度診療報酬改定により、令和6年6月1日から入院時食事療養費の自己負担額が下記の通り変更となります。

※全国の医療機関で共通の負担額変更となります。

□入院時食事療養費

70歳未満	70歳以上	1食あたりの標準負担額	
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	460円 → 490円	
指定難病患者 小児慢性特定疾病患者		260円 → 280円	
住民税 非課税世帯	住民税 非課税世帯 区分Ⅱ	過去1年間の入院期間が 90日以内	210円 → 230円
		過去1年間の入院期間が 90日超	160円 → 180円
該当なし	住民税 非課税世帯 区分Ⅰ	100円 → 110円	

□入院時生活療養費（療養病棟）

療養病床に入院する 65歳以上の患者	1食あたりの標準負担額	
一般の患者（下記以外）	460円 → 490円	
指定難病患者	260円 → 280円	
住民税非課税世帯 区分Ⅱ	過去1年間の入院期間が 90日以内	210円 → 230円
	過去1年間の入院期間が 90日超	160円 → 180円
住民税非課税世帯 区分Ⅰ	100円 → 110円	
	※対象の方のみ 130円 → 140円	